

財 第 7-5 号
平成 25 年 6 月 6 日

建設工事入札参加者 各位

魚津市役所企画総務部財政課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

魚津市では、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」(平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号)に基づき、これまでも運用してきたところであるが、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成 25 年 2 月 5 日付け国土建第 348 号)が通知されましたので、下記の件について改めて周知願います。

記

1. 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うこととする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

対象となる工事については、特記仕様書若しくは打合記録簿等の書面に対象となる期間が記載されていることを条件とする。

【問合せ先】
財政課管財・契約検査係
TEL 0765-23-1088
FAX 0765-23-1051